

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、各種障がい福祉サービスの利用者が大幅に増加したり、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。

このような状況のなか、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していく必要があります。そのため、本計画の基本理念は、中央市の第1次長期総合計画の基本政策の1つである“やすらぎの拠点づくり”における【生きがいと安らぎの福祉】の方向性を踏まえ、

「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」

とします。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

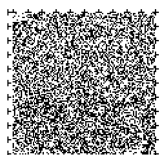
(広報・啓発 / 福祉教育 / 人権尊重・差別解消 / 福祉活動)

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、お互いに理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあうことが必要です。そのため、様々な媒体等を活用した障がい理解の啓発・広報活動はもとより、障がいのある人とない人が交流する機会を拡充することで、ノーマライゼーション*の考え方や思いやりの気持ちが育つ福祉教育を、子どもの頃から推進していきます。

また、地域住民の一人ひとりによる助けあいだけでなく、地域として障がいのある人をささえられるように、行政、障がい福祉サービス事業所、中央市社会福祉協議会、ボランティア、NPO*、その他関係団体などが連携し、地域が一体的に支援していける体制を整えていきます。

* ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

* NPO：民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。



基本目標Ⅱ 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり

(療育／保育／教育 / 就労支援 / 社会参加)

障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長には適切な療育・保育・教育を受けることが必要不可欠です。そのため、障がいがあっても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。

また、障がいのある人が地域での自立生活を営む中で、就労によって経済的に自立することや、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする様々な社会活動に参加して生きがいを見出すことの意義は極めて大きいものです。そのため、障がいのある人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい社会生活を営むことができるよう、就労支援や社会参加のための環境整備を図っていきます。

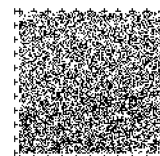
基本目標Ⅲ 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(保健・医療 / 福祉サービス / 地域生活支援 / 生活環境 / 防災・防犯)

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活を継続していくためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制や、在宅での生活を支援するための充実した障がい福祉サービスの提供体制が必要です。そのため、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、在宅福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある人をとりまく医療・保健・教育分野などの多くの関係機関の連携による相談体制や支援体制を充実していきます。

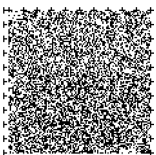
また、公共施設等のユニバーサルデザイン*化への促進を継続し、障がいのある人を含めたすべての地域住民が住みやすいまちづくりを進めるとともに、災害等の緊急時に障がいのある人が適切に避難できるよう、自治会や民生委員児童委員等の地域の関係者と協力連携して、地域における自主防災組織づくりを進めます。

* ユニバーサルデザイン：障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、 ささえあいの地域の中で、 その人らしくいきいきと暮らしつづかせる社会の実現 </p>	<p>ともに尊重しあい、 ささえあいによる 地域づくり</p>	(1)障がいのある人とない人の相互理解の促進
		(2)差別解消及び権利擁護の推進
		(3)協働体制の整備
	<p>自分らしく学び、働き、 社会に参加できる 環境づくり</p>	(1)療育・保育・教育における支援の充実
		(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実
		(3)社会参加への支援の充実
	<p>誰もが安心して、 住み慣れた地域で暮らせる まちづくり</p>	(1)保健・医療の充実
		(2)障がいのある人の自立した生活をささえる サービスの充実
		(3)入所者・入院者の地域生活への移行の推進
		(4)ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
		(5)安心・安全の確保



主要施策

- ①障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 ②子どもの頃からの福祉教育の推進
③地域での福祉教育の推進

- ①差別の解消 ②虐待の防止
③権利擁護の推進

- ①当事者活動の支援と障がいのある人の親への支援 ②交流事業の推進
③ボランティア活動の育成と支援

- ①早期療育の推進 ②障がい児保育の推進
③個々の状況に応じた適切な学習指導の推進 ④障がいに応じた適切な療育・教育の充実
⑤就学期における教育の推進 ⑥発達障がい児支援の充実

- ①一般企業への就職に向けた支援 ②公共機関での障がい者雇用の推進
③福祉的就労の充実

- ①社会活動、余暇活動に関する情報の提供 ②生涯学習・文化活動の推進
③スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④選挙権の行使に関する支援

- ①ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施
②ライフステージに応じた健診（検診）の実施
③地域医療体制の整備

- ①相談支援における適切なケアマネジメントの推進 ②質の高いサービス提供に向けた支援
③経済的支援の充実 ④難病患者の在宅福祉サービスの推進
⑤移動手段の確保と移動・外出の支援の充実 ⑥コミュニケーション支援の充実

- ①情報提供の充実 ②相談体制の強化
③広域的な連携による居住の場の整備

- ①住宅のユニバーサルデザイン化の支援
②公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
④道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ①防犯対策の充実 ②緊急・災害時に向けた支援体制の整備
③防災対策の充実

